

財務省告示第二百一十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十八年四月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券（第三百九十
八回）
- 二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法（明治
三十九年法律第六号）第五条第
一項
- 三 法律及びその
の振替法の適
用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発競争	価格競争	
平成十八年四月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期限は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十八年十月十日	十一銭二厘百円につき九十九円九				十一銭二厘百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九